

## 利用者用インターネット端末利用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、知立市図書館が利用者へ開放する利用者用インターネット端末（以下、「利用者用端末」という。）の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 利用者用端末の利用は、蔵書から得ることが難しい情報を利用者へ提供し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 利用者用端末とは、知立市図書館が館内に設置した端末で、利用者がこの要領に準じて任意に利用することができるもののことをいう。

### (端末の設置)

第4条 利用者用端末を、開架に設置する。

### (端末の利用)

第5条 端末の利用は、当館の貸出券を有する者に限る。ただし、館長が必要と認めた者についてはこの限りではない。

2 端末を利用しようとするものは、図書館カウンターへ貸出券を持参しなければならない。

3 利用に際しては、この要領の定めに従わなければならない。これに反した者に対し、館長は利用を停止することができる。

4 利用は1回60分までとし、次の利用者がいない場合は60分単位で1日1回延長することができる。

5 小学生以下の者は、保護者の同意がある場合に限り利用できる。

6 国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の利用は、「国立国会図書館『図書館向けデジタル化資料送信サービス』の運用要領」に準ずる。

### (禁止事項)

第6条 以下、禁止事項を定める。これに反した者に対し、館長は利用を停止することができる。

- ・公共の場での閲覧にふさわしくないウェブサイトへの接続
- ・反社会的な内容のウェブサイトへの接続
- ・売買等の契約行為
- ・有料サイトへの接続
- ・動画や音声ファイルの再生及び視聴（イヤホン等を使用しても視聴不可）
- ・営利を目的とした行為
- ・法令に違反する又は違反するおそれのある行為

- ・プライバシーや著作権など、他人の権利を侵害する行為
- ・利用を申し込んだ本人以外の者に席を利用させること
- ・メールやチャット、ゲームなどの発信行為および MicrosoftOffice 等の使用
- ・その他図書館が席の適正な利用に反すると認める行為

#### (複写)

第7条 複写をする者は、「図書館資料複写申込書」を館長に提出し実費を納めなければならない。館長が不適当と認めた場合は、複写の申出を断ることができる。

2 複写ができる対象は以下のもののみとする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・第一法規法情報総合データベース</li><li>・官報情報検索サービス</li><li>・国立国会図書館デジタル化資料送信サービス</li><li>・中日新聞・東京新聞記事データベース</li></ul> |
|---|

3 資料の複写について、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定による責任は、当該複写の申し込みをした者が負わなければならない。

#### (管理)

第8条 利用者用端末の起動及び終了は、職員が行う。

2 利用者端末への外部持込機器（利用者のノートパソコン、USBメモリ等）の接続、画面キャプチャ、スキャニング等の不適切な利用を禁ずる。この行為が認められた者に対し、館長は利用の停止及び取得したデータの消去を命ずることができる。

#### (端末利用者の責任)

第9条 端末の利用者は、当該端末の利用により得た情報を自らの責任において利用するものとする。

2 端末の利用者は、当該端末又は当該端末により閲覧したウェブサイト、データベース等に障害、損害等が生じた場合は、その責任を負うものとする。

令和4年 4月